

もやいバンク福岡 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本団体は、もやいバンク福岡と称する。

(目的)

第2条 本団体は、特定非営利活動にかかわる事業に対する貸付を事業の主たる目的とし、志ある市民のお金や想いを、社会性の高い事業を行うNPO法人などに届けるパイプ役となることでお金やものが地域で循環する社会をつくり、後の世代に希望ある未来を渡すことを目指す。

(事業の種類)

第3条 本団体は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 出資金の募集
- (2) 正会員への融資
- (3) 啓発・広報および情報の提供
- (4) 前各号に掲げる事業に付帯または関連する事業

(主たる事務所の所在地)

第4条 本団体は、主たる事務所を福岡県福岡市に置く。

(公告の方法)

第5条 本団体の公告は、主たる事務所での掲示によって行う。

(規則および細則)

第6条 第2条の目的を達成するために必要な事項は、定款のほか、規則および細則で定める。

第2章 会員

(種別)

第7条 本団体の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員（本団体の目的に賛同し、出資をする個人および団体）
- (2) サポート会員（本団体の目的に賛同し、本団体をサポートする個人および団体）

(会員の資格)

第 8 条 次に掲げる者は、本団体の会員となることができる。

(1) 個人

ただし 18 歳未満の者が正会員となろうとする場合は、法定代理人の同意を必要とする。

(2) 法人その他の団体

(加入の申し込み)

第 9 条 正会員になろうとする者は、加入申込書を提出し、理事会の承諾を得なければならない。加入申込書の様式は細則で定め、次に掲げる事項を記載する。

(1) 個人の場合は、氏名、住所、生年月日、希望する出資口数。

(2) 法人その他の団体の場合は、名称もしくは商号および代表者氏名、所在地、設立年月日、希望する出資口数。

2 サポート会員になろうとする者は、前項 (1) ～ (2) に掲げる事項 (希望する出資口数を除く。) を記載した加入申込書を提出する。加入申込書の様式は細則で定める。また、同じく細則で定める会費を支払うものとする。

(出資金額)

第 10 条 出資 1 口の金額は 1 万円とし、次に定める口数の出資を要する。

(1) 個人は 1 口以上

(2) 法人その他の団体は 3 口以上

2 前項の要件は、相続加入、出資口数の減少においても維持されなければならない。

3 理事会は、加入申込書に記載された希望出資口数の範囲内で、正会員となろうとする者の出資口数を定めることができる。

(加入および出資金の払い込み)

第 11 条 出資は、全額、細則で定める銀行口座への払い込みとする。

2 出資金の払い込みが確認された時点で会員となることができる。

3 正会員の追加出資の申し込みについては、第 9 条、第 10 条ならびに第 1 項を準用する。

(譲渡の禁止)

第 12 条 正会員は、正会員としての地位および持分払戻請求権を譲渡することはできない。

(退会)

第 13 条 正会員が本団体を退会するとき、退会しようとする日の 1 ヶ月前までに、細則に定める書面をもって理事会に届け出なければならない。

2 正会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会とみなす。ただし、第 14 条第 1 項による届出をした場合は、この限りでない。

- (1) 総正会員が同意したとき
- (2) 正会員である本人が死亡したとき、または正会員である法人その他の団体が解散したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 第 10 条第 1 項に規定する要件を満たさなくなったとき

(相続等による加入)

第 14 条 正会員である個人が死亡した場合、または正会員である法人その他の団体が解散した場合には、相続人または清算人は、第 9 条に準じ 3 ヶ月以内に加入申込書を届け出ることにより、正会員としての地位を承継することができる。

2 前項による届出がない限り、相続人または清算人は、正会員としての地位を主張することができない。

(除名)

第 15 条 正会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の決議により、これを除名することができる。

- (1) 本団体の定款等に違反したとき
- (2) 本団体の名誉を毀損したとき、または本団体の目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により正会員を除名するときは、当該議案は理事会の議決を経て総会に諮られなければならない。また、代表理事は当該議案が理事会において議決された旨を総会開催の 1 週間前までに文書をもって本人に通知しなければならない。

3 前項の総会においては、当該正会員は弁明の機会を与えられなければならない。

(出資口数の減少)

第 16 条 正会員は、第 10 条第 1 項に規定する要件を満たす限り、出資口数を減少させることができる。

2 出資口数を減少させるときは、細則に定める様式の出資口数減少申込書に必要事項を記載して、理事会に提出しなければならない。

(持分の払い戻し)

第 17 条 正会員は、退会する場合または出資口数を減少させる場合には、当該正会員の出資金額を上限として、その持分の払い戻しを受けることができる。ただし、第 44 条に基づき出資口数を減少させた場合は、この限りでない。

2 払い戻しの額は、決算終了後の本団体の財産の状況を勘案し、正会員間の公平を保つよう考慮したうえで、定められた規則に基づいて計算される。ただし、やむを得ない事情があるときは、理事会の決議により計算方法を変更することができる。

3 本団体は、前項の払い戻しの額について当該正会員から請求があった場合には、その計算根拠を示さなければならない。

4 持分の払い戻しは、決算終了後の理事会が定める時期に行う。

第3章 役員

(役員の種類および定数)

第18条 本団体には、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上 25人以下

(2) 監事 1人以上 3人以下

2 理事のうち、1人を代表理事、2人以下を副代表理事とする。

(選任)

第19条 役員は総会において選任する。

2 代表理事および副代表理事は、理事の互選とする。

3 監事は、理事または本団体の使用人を兼ねることができない。

(任期等)

第20条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項にかかわらず、任期の末日までに後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠または増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

(解任)

第21条 役員は次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(職務)

第22条 代表理事は、本団体を代表する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるときまたは代表理事が欠けたときは、代表理事が予め定めた順序によって、その職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、この定款の定めおよび総会または理事会の議決に基づき、本団体の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) 本団体の財産の状況を監査すること
- (3) 前2号の規定による監査の結果、本団体の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、理事会および総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況または本団体の財産の状況について、理事に意見を述べること

第4章 総会および理事会

(総会)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 総会は、定時総会および臨時総会とする。
- 3 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事の過半数が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 議決権総数の5分の1以上を有する正会員から代表理事に対し、会議の目的事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が第21条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第4項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第4項第1号または2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、および目的事項を記載した書面により、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

(総会の定足数)

第25条 総会は、議決権総数の2分の1以上を有する正会員の出席がなければ開催することはできない。

(総会の議決権)

第26条 総会において、正会員は出資口数に応じて、以下の表に定める議決権を有する。

出資口数 (口)	議決権数 (票)
1 ~ 10	1
11 ~ 20	2
21 ~ 30	3
31 ~ 40	4
41 ~ 50	5
51 ~ 60	6
61 ~ 70	7
71 ~ 80	8
81 ~ 90	9
91 ~	10

また、議決権の不統一行使は認めない。

- 2 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって表決すること、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。

(総会の議長)

第 27 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の議決)

第 28 条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の議決権総数の過半数をもって決する。

(総会の議決事項)

第 29 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散および合併
- (3) 事業計画および収支決算
- (4) 理事および監事の選任または解任
- (5) 理事会が総会決議事項とした事項

(総会の議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時および場所
- (2) 出席者数および出席者氏名（書面表決者または表決委任者がある場合にあつては、その

数も付記する。)

- (3) 目的事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその総会において選任された理事 2 名が署名又は記名押印しなければならない。

(理事会)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から代表理事に対し、理事会の目的事項を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 監事から、理事会の目的事項を記載した書面により召集の請求があったとき

(理事会の招集)

第 32 条 理事会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 10 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときには、会議の日時、場所および目的事項を開催日の 3 日前までに理事に通知しなければならない。

(理事会の定足数)

第 33 条 理事会は現存理事の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することはできない。

(理事会の議決権)

第 34 条 理事会において、理事は平等の議決権を有する。

2 理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面をもって表決すること、または他の理事を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議長)

第 35 条 理事会の議長は、代表理事が務める。

(理事会の議決)

第 36 条 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決する。

(理事会の議決事項)

第 37 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画および収支予算の策定
- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

2 理事会は、定款または総会決議に基づいて、規則および細則を定めることができる。

(理事会の議事録)

第 38 条 理事会の議事については、総会に準じた議事録を作成しなければならない。

第5章 経理および会計

(事業年度)

第 39 条 本団体の事業年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(予備費)

第 40 条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(借入金)

第 41 条 本団体は、借入を行うことができる。

2 借入は、理事会の議決により行うものとする。

(貸倒引当金)

第 42 条 貸倒引当金は将来の事業の損失に引き当てるもので、その額は別に定める規則によって算定されなければならない。

(剰余金の処分)

第 43 条 剰余金は分配せず、次期繰越金として処分する。ただし、総会において決議したときは、その他の積立金を積み立てることができる。

(損失の処理)

第 44 条 損失の補てんは、貸倒引当金、前条但し書のその他の積立金の順で行う。

2 前項の規定によっても損失の補てんに不足がある場合は、総会の議決により、出資口数を減少させることができる。

3 前項の規定により出資口数を減少させる場合は、持分を払い戻すことなく、出資口数に応じて同一の割合で減少させる。ただし、欠損金は翌期に繰り越すことができる。

4 前二項の規定により出資口数が減少した場合は、第 10 条第 1 項および第 13 条第 3 項第 4 号の規定は適用しない。

(事業報告および決算)

第 45 条 本団体の貸借対照表、損益計算書、事業報告書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、理事会および総会の議決を経なければならない。

第 6 章 定款変更・解散

(定款変更)

第 46 条 本団体が定款を変更しようとするときは、正会員総数の 2 分の 1 以上、かつ、出席した正会員が有する議決権総数の 3 分の 2 以上の多数による議決を得なければならない。

(解散)

第 47 条 本団体は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 正会員が 1 名となったとき
- (3) 合併
- (4) 破産

2 前項第 1 号の事由により本団体が解散するときは、正会員総数の 2 分の 1 以上、かつ、議決権総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 48 条

本団体が解散（合併または破産による解散を除く。）に際しては、解散の議決に先んじて第 17 条の規定による持ち分の払戻し（払戻しの額は、正会員が出資した金額を限度とする。）を行う。解散後の残余財産については、解散総会の議決により本団体と同趣旨の団体または国または地方公共団体に帰属させる。

(合併)

第 49 条 本団体が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 2 分の 1 以上、かつ、

議決権総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

附則

- 1 この定款は、本団体の成立の日から施行する。
- 2 本団体の設立当初の事業年度は、第 39 条の規定にかかわらず、本団体成立の日から 2010 年 3 月 31 日とする。
- 3 本団体の設立当初の役員の任期は、第 20 条の規定にかかわらず、最初の事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。
- 4 法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第 37 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 本団体の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	中村 肇
副代表理事	恒川元行
副代表理事	大中幸子
理事	飯嶋秀治
理事	池田憲昭
理事	井上裕子
理事	今里佳奈子
理事	江崎 薫
理事	江藤真理子
理事	大坪克也
理事	兼 まゆみ
理事	佐藤 均
理事	篠崎和美
理事	末吉祥子
理事	鈴木浩行
理事	竹田浩二
理事	知足美加子
理事	兵藤聖二郎
理事	古瀬加奈子
理事	山中陽子
監事	山中昌弘

【履歴】

- ・ 2009 年 4 月 18 日 設立総会決議第 2 号
- ・ 2016 年 6 月 5 日 第 7 回総会決議第 4 号